議案第１２０号

三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市体育施設設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１十日市体育館の項を削り、同表中

「

酒屋体育館	三次市東酒屋町３０６番地６０

」を

「

酒屋体育館	三次市東酒屋町３０６番地６０
布野体育館	三次市布野町上布野１８９５番地１

」に、

「

布野中学校屋外運動場夜間照明施設	三次市布野町上布野１８９５番地１
作木中学校屋外運動場夜間照明施設	三次市作木町下作木７２６番地

」を

「

旧作木中学校屋外運動場夜間照明施設	三次市作木町下作木７２６番地

」に改める。

別表第３中

「

十日市体育館

」を

「

布野体育館

」に、

「

布野中学校屋外運動場
作木中学校屋外運動場

」を

「

旧作木中学校屋外運動場

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。